

ガイドブック



大阪府営公園のご利用について

オーパス 大阪府

検索、





大阪府都市整備部公園課

大阪府 オーパス・スポーツ施設情報システムガイドブック 目 次

施設利用編

1
2
2
2
2
З
З
З
4
4
4
5
5
6
8
8
9
1
4
9
21
23

システム編

オーパス・スポーツ施設情報システムについて	24
利用者登録について	29
パスワードの登録とメール通信サービスの設定について	31
パソコンでの利用	33
スマートフォン・携帯ウェブでの利用	35
街頭端末器での利用	37
電話での利用	39

資料編

大阪府スポーツ施設情報システム利用者登録申請書 57 大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム運営要綱 60

この『ガイドブック』は、大阪府営公園のスポーツ施設をご利用いただく場合 の申込み方法などについて説明したものです。大阪府内の他団体の施設の利用 は、他団体にお問い合わせください。

利用者登録を行った日の翌月に、登録料の500円をご指定の口座より引落しいたします。利用者登録の有効期間は、登録を行った日の翌月の1日から3年間となります。

ご登録から4年目以降も引き続き利用を希望される方は、必ず、ご本人が有効 期間が終了する月(更新月)の2か月前から更新月の月末までの間に公園管理事 務所において、更新の手続を行ってください。更新の手続を終えられた方は、翌 月、ご指定の口座より、更新料の300円を引落しいたします。

更新後の有効期間は3年間で、3年ごとに更新手続が必要です。

このシステムで、府営公園のスポーツ施設をご利用いただく場合の、基本的な流れは 次のとおりです。



●施設ご利用時の注意事項 ご 施設をご利用の際はオーパス・カードを携帯いただき、申請されたご本人 注 がご利用ください。

 なお、施設のご利用時に、係員がご利用者様とオーパス・カードの携帯を
 確認させていただく場合がございます。



利用施設のご案内

公園名	位 置 · 連 絡 先	ご利用できる施設
服部緑地	豊中市服部緑地1-1 06-6862-4945	テニスコート・軟式野球場・スポーツ広場 人工芝サッカー場
寝屋川公園	寝屋川市寝屋川公園1707 072-824-1685	テニスコート・野球場・ソフトボール広場
深北緑地	大東市深野北4-284 072-877-7471	テニスコート・軟式野球場・球技広場
久宝寺緑地	八尾市西久宝寺323 072-992-2694	テニスコート・野球場・軟式野球場 陸上競技場
住之江公園	大阪市住之江区南加賀屋 1-1-117 06-6685-9521	テニスコート・野球場・球技広場
住吉公園	大阪市住之江区浜口東 1-1-13 06-6671-2292	テニスコート・軟式野球場・運動場
大泉緑地	堺市北区金岡町128 072-259-8600	テニスコート・野球場・球技広場・ スポーツ広場
浜 寺 公 園	堺市西区浜寺公園町 072-262-6300	テニスコート・軟式野球場・球技広場・ ソフトボール広場
二色の浜公園	貝塚市脇浜 4-34 072-436-2404	テニスコート・軟式野球場・球技広場・ スポーツ広場
蜻蛉池公園	岸和田市尾生2494 072-441-8451	テニスコート・球技広場

このシステムでご利用できる府営公園のスポーツ施設は次のとおりです。

- ※ 各施設によって、利用できる時間などが異なりますのでご注意ください。(詳しくは、 各施設の『コード表』をご覧ください。)
- ※ 各施設とも、年末年始と整備日は利用できませんのでご注意ください。また、雨天時 や施設のコンディション不良の場合、各公園管理事務所が施設の利用停止について判断 します。施設の利用可否については、各公園管理事務所へ必ず事前にお問い合わせくだ さい。(受付時間:午前9時~午後5時)。

抽選対象となっている日時

各施設の抽選対象となっている日時は次のとおりです。

施設名	抽選対象となっている日時
住吉公園の各施設	全てのご利用
その他の施設	土曜・日曜・祝日のご利用(平日のご利用は先着順)

抽選申込期間・抽選日

各施設の抽選申込期間と抽選日は次のとおりです。

施設名	抽選申込期間	抽選日
テニスコート	ご利用日の前月の1日から9日	ご利用日の前月の10日
その他の施設	ご利用日の前々月の1日から9日	ご利用日の前々月の10日

※ 抽選申込をするとき、利用希望日時を指定して申し込むのでなく、『日曜日の13時から15時なら、どの日曜日でもよい。』とか『△月×日なら何時からでもよい。』という申込方法もできます。詳しくは『コード表』をご覧ください。

※ 毎月1日の午前5時から受付を開始します。

抽選申込回数

各施設の、お1人様当たりの抽選申込できる回数は次のとおりです。

施設名	抽選申込回数
テニスコートと住吉公園軟式野球場	施設ごとに1か月につき4回まで
その他の施設	施設ごとに1か月につき2回まで

※ 抽選は、コンピューターが自動的に行います。

抽選結果の確認と利用申請の期間

抽選申込をした場合、次の期間内に抽選結果の確認と利用申請をしていただく必要があります。 <u>当選していても、次の期間内に利用申請をしない場合は、当選を辞退したものと</u> <u>みなされ、他の利用者の利用申請を受け付けます</u>のでご注意ください。落選していたとき は空き状況を確認して、空き申込をしてください。

施	設	名	抽選結果の確認と利用申請の期間
全	施	設	抽選日の翌日から5日間(11日から15日)

※ 抽選日は、施設によって異なりますのでご注意ください。 (各施設の抽選日については『抽選申込期間・抽選日』の欄をご覧ください。)

[※] 毎月11日の午前5時から受付を開始します。

空き申込期間

各施設毎の『抽選対象で抽選申込のなかった日時』、『先着順の日時』についての空き申 込期間は、次のとおりです。

施設名	空き申込の期間
テニスコート	ご利用日の前月の11日から、ご利用日まで
その他の施設	ご利用日の前々月の11日から、ご利用日まで

※ 毎月11日の午前5時から受付を開始します。

※ 抽選で当選した方が利用申請期間中に利用申請を行わなかった場合は、利用申請期間の終了した翌日(毎月16日)の午前5時から、空き申込の対象となります。また、当選した方が申込辞退した場合(利用申請を行わなかった場合を除く)や取消可能期間中に利用を取消された場合は、午後7時までの取消分について翌日午後0時(正午)に空き申込みが可能となります。午後7時を過ぎて取消されたものは、翌々日の午後0時(正午)に空き申込みが可能となります。

空き申込回数

お1人様当たりの空き申込できる回数は、次のとおりです。

施	設	名	空き申込回数
全	施	設	施設ごとに3回まで

※ 空き申込できる回数は、抽選による利用回数とは別にカウントされます。 (空き申込できる期間に申し込んだ回数になりますので、ご注意ください。)

※ 利用日の当日に利用申請を行ったときは、その利用回数は空き申込の回数にカウント されません。

※ 空き申込している回数が3回になると、申込済み分を取り消すか、申込済み分を実際 に利用した日の翌日にならないと、次の空き申込はできません。

利用申請の取消(キャンセル)

利用申請を取り消す場合、<u>テニスコートについては利用日の3日前までに、テニスコート以外の施設については利用日の10日前までに、それぞれ取り消しを行ってください。</u> 期日を過ぎますと、取り消しができなくなり、使用料が発生しますのでご注意ください。 また、予約間違い等で取り消しができない場合でも対応いたしかねますので、よくご確認の上ご予約ください。なお、天候が不安定な場合は、施設が利用できるかどうか、公園 管理事務所へお問い合わせください。雨天等(暴風警報発表時は全施設利用中止となりま す。)により、公園管理事務所が施設の利用を停止したときは、使用料は発生しません。

(例) テニスコート(4月11日に使用する場合)

4月11日

3月11日	\sim	4月8日	4月9日~	使用
利用申請日		取消できる期間	取消できない期間	 日

(例) テニスコート以外(4月11日に使用する場合)

 2月11日
 ~ 4月1日
 4月2日~
 使用

 利用申請日
 取消できる期間
 取消できない期間
 日

※ 年末・年始のシステム停止期間中(12月30日午前0時~1月4日午前9時)は 利用申請の取り消しができなくなりますので、ご予約の際はご注意ください。

※ 予約完了後、有効期限切れ等でオーパスの利用が停止された場合も、予約完了分は 取り消されません。有効期限が切れるとログイン不可となるため、取り消しを希望される場合は、取消可能期間内に施設予約をしている公園の管理事務所(1ページ参照)までご連絡をお願いいたします。(受付時間:午前9時~午後5時)

4月11日

附帯設備の利用

寝屋川公園第1・第2野球場、深北緑地軟式野球場、久宝寺緑地野球場、久宝寺緑地陸 上競技場、住之江公園野球場を利用する際に、下の表の附帯設備を利用するときは、別途 申請していただく必要がありますので、本体施設の利用申請をされてから、施設を利用さ れるまでに、公園管理事務所にご連絡ください。なお、服部緑地人工芝サッカー場につい ては、ナイター照明が点灯する時間があらかじめ設定されておりますので、別途申請して いただく必要はございません。ナイター照明が点灯する時間については、P.21をご参照く ださい。

	ロッカー・ シャワー及 び選手控室	放送設備	ナイター設備	スコアボード
服部緑地人工芝サッカー場			•	
寝屋川公園第1野球場	•	•		●
寝屋川公園第2野球場				●
深北緑地軟式野球場				•
久宝寺緑地野球場	•	•		•
久宝寺緑地陸上競技場		•		
住之江公園野球場				

※ 各施設ともに、●印の附帯設備しか、利用できません。

※ 附帯設備の利用については、別途使用料が必要となります。

使用料の減免

使用料の減免を希望されるときは、利用内容を確認する必要があるため、別途、書面に よる申請が必要となりますので、利用申請をされてから、施設を利用されるまでに、公園 管理事務所に申請してください。

使用料の減免が認められる主な場合は次のとおりです。

- ・国又は地方公共団体が公用又は公共用のために使用するとき
- ・保育士又は教員が正規の教課のため児童等を引率して使用するとき
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障がい者手帳を所持す る者及びその付き添い者が使用するとき ※
- ・知的障がいのある者と判定され、療育手帳又は公的機関が発行する証明書を所持する 者及びその付き添い者が使用するとき ※
- ・精神保健及びその精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により交付を受けた精神 障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とその付き添い者が使用するとき ※
- ※各種手帳の情報をスマートフォンで表示するアプリ「ミライロID」をご提示いただい ても差し支えありません。

面番号の通知

面数が複数ある施設を利用されるときは、面番号はコンピューターが自動的に決定して お知らせします。面番号を間違えないように、メモしておいてください。

使用料の口座振替等

施設の使用料等は、下の表の日にまとめて口座から引落しいたします。引落し日が銀行の休業日の場合は、その翌営業日が引落し日となります。

<u>登録料・登録更新料・使用料については、2か月続いて引落しができなかった場合、このシステムの利用を停止いたします。</u>

ただし、登録料については、2か月続いて引落しができなかった時点において、すでに 申請されている予約分について取り消しさせていただきますので、預金口座が残高不足に ならないようご注意ください。

引落し額の通知は行いませんので、「利用実績照会」のメニューでご確認ください。 なお、<u>領収書の発行は行いません</u>ので、ご了解ください。

種 類	引落し日
登録料	登録を行った日の翌月の18日
登録更新料	更新手続きを行った月の翌月の18日
使用料	施設を利用した日の翌月の18日

口座振替できなかった場合のご請求等

府営公園では利用料金制度(※1)を導入しています。口座振替により徴収できなかった 使用料は下の表のそれぞれの指定管理者(※2)から請求します。請求方法や支払方法等は、 指定管理者によって異なります。お支払いの際、別途手数料等がかかる場合がありますので、 ご了承願います。また、口座振替により徴収できなかった登録料及び登録更新料については、 大阪府から請求します。

※1 利用料金制度

テニスコートや野球場等のスポーツ施設の使用料を指定管理者(※2)の収入 として取扱うしくみ。

※2 指定管理者

大阪府が期間を定めて指定し府営公園の管理を委託している団体。

(指定管理者一覧表)

公園名	指定管理者名	連絡先
服部緑地	服部緑地スマイルパートナーズ	服部緑地管理事務所 豊中市服部緑地1-1 06-6862-4945
寝屋川公園	寝屋川公園指定管理グループ	寝屋川公園管理事務所 寝屋川市寝屋川公園 1707 072-824-1685
深北緑地	深北緑地パートナーズ	深北緑地管理事務所 大東市深野北4-284 072-877-7471
久宝寺緑地	都市公園久宝寺緑地指定管理共同体	久宝寺緑地管理事務所 八尾市西久宝寺 323 072-992-2694

住之江公園	都市公園住之江公園指定管理共同体	住之江公園管理事務所 大阪市住之江区南加賀屋1-1-117 06-6685-9521			
住吉公園	都市公園住吉公園指定管理共同体	住吉公園管理事務所 大阪市住之江区浜口東1-1-13 06-6671-2292			
大泉緑地	大泉緑地指定管理グループ	大泉緑地管理事務所 (スポーツハウス) 堺市北区金岡町 128 072-259-8600			
浜寺公園	浜寺公園指定管理グループ	浜寺公園管理事務所 堺市西区浜寺公園町 072-262-6300			
二色の浜公園	二色の浜リバイバル・プロジェクト グループ	二色の浜公園管理事務所 貝塚市脇浜 4-34 072-436-2404			
蜻蛉池公園	住友林業緑化株式会社	蜻蛉池公園管理事務所 岸和田市尾生 2494 072-441-8451			

利用者登録の更新及び廃止

【有効期間】

利用者登録(オーパス・カード)の有効期間は、登録した日の翌月の1日から3年間 です。

- 【更新手続き】
- ●有効期間経過後、オーパス・カードを引き続きご利用いただくには、更新手続きが 必要です。(以後、3年ごとに更新必要)
- ●更新を希望される場合には、公園管理事務所まで、ご本人(代理人不可)がお越し ください。
- ●オーパス・カードのほか、お名前、ご住所、生年月日などが明記された本人である ことを証明できるもの(免許証、学生証、保険証など)をお持ちください。
- ※ご住所など登録内容に変更がございましたら、併せて手続きをお願いいたします。
- ●更新手続きは、有効期間が終了する月(更新月)の前々月から更新月の月末まで行うことができます。
- ●更新手続きが可能な期間中は、オーパス・システムにログインした際に、その旨を 画面上でお知らせします。
- ●更新の手続きを終えられた方は、更新手続きをされた月の翌月、ご指定の登録口座より、更新料の300円を引落しいたします。
- ●有効期間が終了した場合にはオーパス・システムをご利用できません。なお、有効期間終了後も3年間は同じカード番号で更新が可能ですが、この場合に利用できる期間は、元の有効期間が終了した時から3年目の更新月までの間となります(更新手続きをされてから3年間にはなりません。)。
- ●有効期間が終了してから3年を経過しますと登録が廃止されます。(再度ご利用いただく場合は、改めて登録手続きをお願いします。)





【利用可能なオーパス・カードをお持ちの方の廃止手続き】

- ●インターネット・スマートフォン・携帯ウェブ・街頭端末機をご利用の方は、オー パスホームページより、登録者用ログインし、随時、廃止手続きができます。
- ●電話でご利用されている方・パスワード未登録の方等は、58ページの様式第2号の 「廃止」に○印をし、登録申請者欄(暗証番号含む。)に必要事項を記入し、お名 前、ご住所、生年月日などが明記された本人であることを証明できるもの(免許証 、学生証、保険証など)をお持ちのうえ、公園管理事務所までお越しください。 【上述以外の方の廃止手続き】
- ●オーパスホームページより登録者ログインができない等の際は、公園管理事務所に お問い合わせください。

その他

 ●登録内容に変更が生じた場合は、各公園管理事務所で変更手続きをお願いします。
 ●府営公園では、平成23年4月1日に施行された暴力団排除条例に基づき、暴力団を 利する、又は利すると認められる利用は認められません。

電話番号、サービス番号、メニュー番号

●電話番号

 $0\ 6-4\ 7\ 9\ 6-8\ 8\ 0\ 1$

●サービス番号

府営公園の施設の利用申込	0111
センターからのお知らせ	0999

●メニュー番号

抽選の申込	1 1
抽選結果の確認と利用申請	1 2
空き情報案内と利用申請	2 1
抽選申込内容の確認	3 1
抽選申込の取消	32
利用申請内容の確認	3 3
利用申請の取消	34
空き状況の案内	6 1
抽選申込できる日の案内	7 1
未登録者の抽選結果の確認	72
暗証番号の変更	8 1

※『利用予定人数』の入力をするときの注意点

利用予定人数は2桁で入力することとなっています。99人以上でご利用になるときは『9<u>8</u>』と入力してください。 『99』は、『ひとつ前の入力項目にもどる。』ときのコードですので、ご注意ください。

テニスコート

●施設番号

公園名	施設名	施設番号	面 数
	服部緑地テニスコート(砂入人工芝)A	2031	7 面
服部緑地	服部緑地テニスコート(クレー)	2033	5 面
	服部緑地テニスコート(砂入人工芝)B	2034	6面
宜民川八周	寝屋川公園テニスコート(砂入人工芝)A	2135	12面
· 授 座 川 公 園	寝屋川公園テニスコート(砂入人工芝)B	2136	3面
深北緑地	深北緑地テニスコート(ゴムチップハード)	2231	14面
久宝寺緑地	久宝寺緑地テニスコート(砂入人工芝)	2333	8面
住之江公園	住之江公園テニスコート (砂入人工芝)	2435	4面
住吉公園	住吉公園テニスコート (砂入人工芝)	$2\ 5\ 3\ 1$	2面
大泉緑地	大泉緑地テニスコート (砂入人工芝)	2633	14面
	浜寺公園北テニスコート (砂入人工芝)	$2\ 7\ 3\ 1$	4面
近去公園	浜寺公園北テニスコート(アンツーカー)	2732	4面
供寸厶困	浜寺公園南テニスコート (砂入人工芝)	2733	2面
	浜寺公園南テニスコート (クレー)	$2\ 7\ 3\ 4$	2面
浜 寺 公 園 泉北臨海緑地	浜寺公園泉北臨海緑地テニスコート (砂入人工芝)	2735	8面
二色の浜公園	二色の浜公園テニスコート(砂入人工芝)	2831	10面
hま h人 ンレト /\ 「王」	蜻蛉池公園テニスコート (砂入人工芝)	2931	14面
ຳ 第 池 公 園	蜻蛉池公園テニスコートセンターコート (砂入人工芝)	2932	2面

※ 服部緑地、寝屋川公園、浜寺公園のテニスコートについては、ご利用になられるテニ スコートの位置と種類を上の表から選んで(南テニスコート、クレーなど)お申込いた だくことになりますが、抽選申込や空き申込の回数については、それぞれの公園のテニ スコート全体での回数(抽選申込4回、空き申込3回)となっています。

●種目番号

種目名	種目番号
テニス	411

※ 硬式テニス、軟式テニス(ソフトテニス)ともに 左の番号でお申込ください。

●面数番号

面 数	1面	2面
面数コード	01	02

- ※ 抽選申込については、全施設とも、1回の申込につき 1面しか、申込できません。
- ※ 空き申込については、原則として、1回の申込につき 最大2面までしか、申込できません。ただし、住之江公 園と住吉公園のテニスコートについては、空き申込のと きも、1回の申込につき1面しか申込できません。
- ※ 2面の申込をされた場合、2面のうち1面だけをキャ ンセルすることはできませんのでご注意ください。

●抽選申込時の利用時間帯番号(全施設共通)

時間	引帯	7 問	寺か	ъĠ	9時	9 閧	与か	6	11時	11雨	与力	Ъ	13時	13雨	与か	·6	15時	15雨	宇か	ъĠ	17時	17時	寺か	Ъ	19時
番	号	0	7	0	2	0	9	0	2	1	1	0	2	1	3	0	2	1	5	0	2	1	7	0	2

※ 7時~9時及び17時以降の時間帯は、施設によってご利用いただける期間が異なり ますので、詳しくは各公園管理事務所へお問い合わせください。

※ どの時間帯でもよいときは『66666』をご入力ください。

※ 『0902』は『9時から2時間』ということを表しています。

●空き申込時の利用時間番号

利用時間数	1 時間	2 時間	3 時間	4 時間	≫
番 号	0100	0200	0300	0400	

※ 全施設とも、4時間を超 えて連続した申込はでき ません。

空き申込時の利用開始時間番号

利用開始時間を4桁でご入力ください。 (例) 9時からご利用のとき ⇔ 0900 13時からご利用のとき ⇔ 1300

※ 7時~9時及び17時以降の時間帯は、施設によってご利用いただける期間が異なり ますので、詳しくは各公園管理事務所へお問い合わせください。

テニスコートの空き申込については、全公園とも1時間単位(最高連続で4時間を限度) で申込みができます。なお、抽選申込については2時間単位です。

野球場・軟式野球場

●施設番号

公園名	施設名	施設番号	面数	硬式野球
服部緑地	服部緑地軟式野球場	2041	2面	不可
宜已川八国	寝屋川公園第1野球場	2141	1面	可能
 授	寝屋川公園第2野球場	2142	1面	可能
深北緑地	深北緑地軟式野球場	2241	1面	不可
卢	久宝寺緑地野球場	2341	1面	可能
人 玉 守 絿 地	久宝寺緑地軟式野球場	2342	2面	不可
住之江公園	住之江公園野球場	$2\ 4\ 4\ 1$	1面	可能
住吉公園	住吉公園軟式野球場	2541	1面	不可
大泉緑地	大泉緑地野球場	$2\ 6\ 4\ 1$	1 面	可能
浜 寺 公 園	浜寺公園軟式野球場	2741	2面	不可
二色の浜公園	二色の浜公園軟式野球場	2841	1面	不可

※ 施設によって、お申込いただける時間帯が異なりますのでご注意ください(詳しくは 次のページの『抽選申込時の利用時間帯番号』の欄をご覧ください。)。

●種目番号

種	目	名	種	目者	号
硬式	野球		5	1	1
軟式	野球	5	1	3	
少年	硬式	野球	5	1	6

※施設によって、利用可能な種目が変わりますので、ご注意ください。 上の表にない種目での利用をご希望のときは、各公園管理事務所に直 接お問い合わせください。

※軟式野球は全施設で利用可能ですが、硬式野球については、上の表の 『硬式野球』の欄に『可能』とされている施設でのみ、利用可能で す。

※二色の浜公園軟式野球場については、小学生以下に限り硬式野球も利 用可能です。この場合、種目は『少年硬式野球』でお申込ください。 その他の施設で『少年硬式野球』でご利用になる場合は『硬式野球』 でお申込ください。

※ 全施設ともに、マウンドの位置などが、成人用の規格で設置されていますので、ご注 意ください。

●面数番号

面 数	1面	2面
面数コード	01	02

※2面の申込ができるのは、服部緑地及び久宝寺緑地の軟式野球場の空 き申込のときだけです。なお、2面の申込をされた場合、2面のうち1 面だけをキャンセルすることはできませんのでご注意ください。 抽選申込時の利用時間帯番号

	利用希望	9時 から	11時 から	13時 から	15時 から	17時 から	19時 から	9時 から	13時 から	13時 から	9時 から	9時 から
	時間帯	11時	13時	15時	17時	19時	21時	13時	17時	19時	17時	19時
施設名	番 号	0902	1102	1302	1502	1702	1902	0904	1304	1306	0908	0910
服部緑地軟式	野球場					\bullet		\bullet	\bullet	\bullet	ullet	lacksquare
寝屋川公園第	1野球場					\bullet		\bullet	\bullet			
寝屋川公園第2	2野球場	●	\bullet	\bullet	ullet	\bullet						
深北緑地軟式	●	•	•	•	•							
久宝寺緑地野珠	求場					•		•	ullet	•	\bullet	\bullet
久宝寺緑地軟r	弌野球場					ightarrow		ightarrow	ightarrow	ightarrow	ightarrow	ightarrow
住之江公園野田	求場	●	•	•	•	ullet						
住吉公園軟式	●	•	•	•	ullet							
大泉緑地野球場						ullet		•	•			
浜寺公園軟式野球場						•		•	•			
二色の浜公園					lacksquare		lacksquare					

* 上の表の『●』印のついている時間帯のみ申込できます。

『0902』は『9時から2時間』ということを表しています。 *

· 寝屋川公園第2野球場、住之江公園野球場、住吉公園軟式野球場については、どの時間帯でもよいから2時間利用したいというときは『6666』をご入力ください。 ※ 17時以降の時間帯は、年及び施設によってご利用いただける期間が異なりますの ※

で、詳しくは各公園管理事務所へお問い合わせください。 ※ 住之江公園野球場のナイター設備をご利用の場合は、別途使用料が必要となります。

●空き申込時の利用時間番号

利用時	間数	2 時間	4 時間	6時間	8時間	10時間
番	号	0200	0400	0600	0800	1000

●空き申込時の利用開始時間番号

利用開始時間を4桁でご入力ください。 (例) 9時からご利用のとき ⇔ 0900 13時からご利用のとき ⇔ 1300

施設によって、空き申込ができる時間が異なります。それぞれ、下の時間でしか空き 申込できませんので、ご注意ください。

○寝屋川公園第1野球場、大泉緑地野球場、浜寺公園軟式野球場、
 二色の浜公園軟式野球場
 ⇒ 9時から4時間、13時から4時間、17時から2時間

○寝屋川公園第2野球場、深北緑地軟式野球場、住吉公園軟式野球場 ⇒ 9時、11時、13時、15時、17時から2時間又は4時間(17時からは2時間のみ)

○住之江公園野球場

◇ 9時、11時、13時、15時、17時から2時間又は4時間(19時からは2時間のみ)

 ○久宝寺緑地野球場、久宝寺緑地軟式野球場
 ◆ 9時から4時間、8時間、10時間 13時から4時間、6時間 17時から2時間
 ○服部緑地軟式野球場

 ◆ 9時から2時間、4時間、6時間、8時間、10時間
 11時から2時間、4時間、6時間、8時間
 13時から2時間、4時間、6時間
 15時から2時間、4時間
 17時から2時間

球技広場・その他の広場

●施設番号

公園名	施設名	施設番号	面数
미 승규 상국 내내	服部緑地スポーツ広場A	2051	3面
服部袜地	服部緑地スポーツ広場B	$2\ 0\ 5\ 2$	1面
寝屋川公園	寝屋川公園ソフトボール広場	2151	2面
深北緑地	深北緑地球技広場	2251	1面
住之江公園	住之江公園球技広場	2451	1面
住吉公園	住吉公園運動場	2551	1面
	大泉緑地球技広場	$2\ 6\ 5\ 1$	1面
大泉緑地	大泉緑地スポーツ広場A	2652	1面
	大泉緑地スポーツ広場B	2653	1面
	浜寺公園第1球技広場	2751	1面
浜 寺 公 園	浜寺公園第2球技広場	2752	1面
	浜寺公園ソフトボール広場	2753	1面
	二色の浜公園球技広場	2851	1面
二色の浜公園	二色の浜公園スポーツ広場	2852	1面
蜻蛉池公園	蜻蛉池公園球技広場	2951	1面

●種目番号

種目名	種目番号
軟式野球	513
ソフトボール	523
キックベースボール	531
サッカー	6 1 1
少年サッカー	6 1 4
ラグビー	619

種目名	種目番号
ラクロス	621
ゲートボール	624
グラウンドゴルフ	625
アメリカンフットボール	626
運動会	912

※ 施設によって、ご利用いただける種目が異なりますので、ご注意ください。 詳しくは、次ページの『施設ごと利用可能種目一覧表』をご覧ください。

施設ごと利用可能種目一覧表

		軟式野球	ソフトボール	キックベースボール	サッカー	少年サッカー	ラグビー	ラクロス	ゲートボール	グラウンドゴルフ	アメリカンフットボール	運動 会
服部緑地スポーツ広場A			•	•		•		•	•			•
服部緑地スポーツ広場B		•	•	•		•		•	•			•
寝屋川公園ソフトボール広切	易		•	•								
涩北緑地球技広堤	全 面		•	•	•		•	•	•		•	•
	1/2 面		•	•	•		•	•	•		•	
化力汀八周球性广想	全 面	•	•	•			•	•	•			•
正定任公園外仅四笏	1/2 面	•	•	•					•			
住吉公園運動場						•			•	•		•
大泉緑地球技広場	全 面		•	•	•			•	•			•
八八兩軍四兩百又四一一一	1/2 面		•	•					•			
大泉緑地スポーツ広場A			•	•	•			•	•			•
大泉緑地スポーツ広場B			•	•		•			•			•
浜寺公園球技広場	全 面		•	•	•			•				•
(第1・第2とも)	1/2 面		•	•				•				
浜寺公園ソフトボール広場			•	•								
二色の浜公園球技広場			•	•		•		•	•			•
二色の浜公園スポーツ広場				•		•			•			•
蜻蛉池公園球技広場				•	•							•

※ 上の表にない種目での利用をご希望のときは、各公園管理事務所に直接お問い合わせください。

※ サッカーが利用可能な施設で少年サッカーでご利用になられるときは、種目は『サッカー』でお申込ください。
※ ソフトボールが利用可能な施設で少年ソフトボールでご利用になられるときは、種目は『ソフトボール』でお申込ください。

※ 少年サッカー、ラクロス、ゲートボール等でご利用になられるときは、ゴール等の道具は、各自ご持参ください。

※ 浜寺公園第1・第2球技広場、浜寺公園ソフトボール広場をソフトボールでご利用になられるときは、ベースはご 持参ください。

※ 服部緑地スポーツ広場Aは、ラクロスで利用されている面があるときは、その隣りの面では、安全確保のため、ラ クロス以外の種目の利用はできません。

※ 服部緑地スポーツ広場Bを軟式野球でご利用になられるときは、ベースをご持参ください。

- ※ 寝屋川公園ソフトボール広場、深北緑地球技広場、二色の浜公園球技広場では、皮製ソフトボールの使用を原則禁 止しています。
- ※ 寝屋川公園ソフトボール広場を『少年ソフトボール』『グラウンドゴルフ』『運動会』でご利用になる場合、管理 事務所にお申し出ください。

●面数番号

	面	数	1/2	面	全	面	1	面	2	面	3	面
施設名	番	号	1	2	1	1	0	1	0	2	0	3
服部緑地スポーツ広場A												
寝屋川公園ソフトボール広場									(\bigcirc		
深北緑地球技広場												
住之江公園球技広場												
大泉緑地球技広場												
浜寺公園第1・第2球技広場												

上の表の『●』印は抽選申込、空き申込ともに、申込できます。 ※

上の表の『〇』印は空き申込にかぎって、申込できます。 ※

- ※ 2面以上の申込をした場合、「2面のうち1面のみ」、「3面のうち1面又は2面の み」のキャンセルはできませんので、ご注意ください。
- ※ 上の表にない施設は、面数が1面のみで、1/2 面の利用ができない施設ですから、
- 面数を入力する必要がありません。

 ※ 寝屋川公園ソフトボール広場は、抽選申込のときは、1回の申込で1面の申込のみ
 可能ですので、面数を入力する必要はありません。安全上の観点から2面の使用とな
 る種目はご注意ください。

●抽選申込時の時間帯番号

	利用	発望 一帯	9時 から 11時	11時 から 13時	13時 から 15時	15時 から 17時	17時 から 19時	9時 から 13時	13時 から 17時	13時 から 19時	9時 から 17時	9時 から 19時
施設名	番	号	0902	1102	1302	1502	1702	0904	1304	1306	0908	0910
服部緑地スポーツ広装	昜A・〕	В					lacksquare	lacksquare	lacksquare	ullet	•	
寝屋川公園ソフトボ-	-ル広	昜	•	\bullet	ullet	\bullet	\bullet					
深北緑地球技広場			●	ightarrow		ightarrow	ightarrow					
住之江公園球技広場			●	\bullet	•	\bullet	\bullet				\bullet	•
住吉公園運動場								lacksquare	\bullet		\bullet	
大泉緑地球技広場							\bullet	lacksquare	\bullet		\bullet	
大泉緑地スポーツ広	、場A	• B					ightarrow	ullet	ightarrow	ightarrow	\bullet	ullet
浜寺公園第1・第25	救技広	昜					\bullet	ullet	\bullet	\bullet	•	
浜寺公園ソフトボール広場							\bullet	•	\bullet	•	\bullet	\bullet
二色の浜公園球技広場							\bullet	•	\bullet	•	\bullet	\bullet
二色の浜公園スポーン					\bullet	•	\bullet	•	\bullet	•		
蜻蛉池公園球技広場							\bullet	•	\bullet	•	\bullet	•

※ 上の表の『●』印のついている時間帯のみ申込できます。

※ 『0902』は『9時から2時間』ということを表しています。

※ 寝屋川公園ソフトボール広場、深北緑地球技広場については、どの時間帯でも よいときは、『66666』をご入力ください。

※ 17時以降の時間帯は、施設によってご利用いただける期間が異なりますので、 詳しくは各公園管理事務所へお問い合わせください。

●空き申込時の利用時間番号

利用時間数		2 時間	4時間	6 時間	8 時間	10時間
番	号	0200	0400	0600	0800	1000

●空き申込時の利用開始時間番号

利用開始時間を4桁でご入力ください。 (例) 9時からご利用のとき ⇔ 0900 13時からご利用のとき ⇔ 1300

施設によって、空き申込ができる時間が異なります。それぞれ、下の時間のみ 空き申込できますので、ご注意ください。 ○寝屋川公園ソフトボール広場、深北緑地球技広場、大泉スポーツ広場A・B ◦ 9時、11時、13時、15時、17時から2時間又は4時間(17時からは2時間のみ) ○服部緑地スポーツ広場A・B、浜寺公園第1・第2球技広場、 浜寺公園ソフトボール広場、二色の浜公園球技広場、二色の浜公園スポーツ広場、 蜻蛉池公園球技広場 ◦ 9時から4時間、8時間、10時間 13時から4時間、6時間 17時から2時間

○住之江公園球技広場

 9時から2時間単位で最大10時間 11時から2時間単位で最大8時間 13時から2時間単位で最大6時間 15時から2時間又は4時間 17時から2時間

- ○大泉緑地球技広場
- 9時から4時間、8時間、10時間
 13時から4時間
 17時から2時間

○住吉公園運動場

 9時から4時間又は8時間 13時から4時間

※ 17時以降の時間帯は、年及び施設によってご利用いただける期間が異なりま すので、詳しくは各公園管理事務所へお問い合わせください。

陸上競技場

●施設番号

公	園	名	施	設	名	施設番号	面数
久言	久宝寺緑地 久宝寺緑地陸上競技場		2361	1面			

※ 本競技場には、トラックはありません。

●種目番号

種目名	種目番号
ソフトボール	523
サッカー	611
ラグビー	619

種目名	種目番号
ラクロス	621
グラウンドゴルフ	625
陸上競技	7 1 1

種	目	名	種目番号
į	■動会	912	

※ 上の表にない種目での利用を希望されるときは、公園管理事務所に直接お問い合わせください。
 ※ ラクロス等でご利用になられるときは、ゴール等の道具は、各自ご持参ください。

●抽選申込時の利用時間帯番号

利用	希望	9時	9時	9時	13時	13時	17時
時	間	から 13時	から 17時	から 19時	から 17時	から 19時	から 19時
番	号	0904	0908	0910	1 3 0 4	1306	1702

※ 17時以降の時間帯は、年及び施設によってご利用いただける期間が異なります ので、詳しくは各公園管理事務所へお問い合わせください。

●空き申込時の利用時間番号

時	間数	2 時間	4 時間	6時間	8時間	10時間
番	号	0200	0400	0600	0800	1000

●空き申込時の利用開始時間番号

利用開始時間を4桁でご入力ください。 (例)9時からご利用のとき ☆ 0900 13時からご利用のとき ☆ 1300

 ○久宝寺緑地陸上競技場
 ○ 9時から4時間、8時間、10時間 13時から4時間又は6時間 17時から2時間

※ 17時以降の時間帯は、年及び施設によってご利用いただける期間が異なり ますので、詳しくは各公園管理事務所へお問い合わせください。

サッカー場

●施設番号

公	園	名	施設	名	施設番号	面数
服音	阝緑	:地	服部緑地人工	芝サッカー場	2063	1面

●種目番号

種	目	名	種	目者	昏号
サッカー			6	1	1
少年サッカー			6	1	4
ラ	クロ	ス	6	2	1

※ 上の表にない種目での利用を希望されるときは、公園管理事務所に直接お問い合わ せください。

●抽選申込時の利用時間帯番号

利用	希望	9時 から	9時 から	13時 から	13時 から	17時 から
時	間	から 13時	ルージ 17時	ルージ 17時	がら 21時	21時
番	号	0904	0908	1304	1308	1704

※ 夕方から夜間にかけて人工芝サッカー場をご利用される場合、下記のとおりナイタ 一設備を点灯させます(別途使用料が必要)。

なお、利用者の申し出によるナイター設備の点灯開始時間の変更はできません。 (ただし、施設を安全に利用することのできる照度に満たないと管理者が判断した ときは、点灯開始時間を早めることがあります。その場合のナイター設備にかかる 使用料は別途必要)

午後5時から点灯する月1月、2月、10月、11月、12月午後6時から点灯する月3月、4月、9月午後7時から点灯する月5月、6月、7月、8月

●空き申込時の利用時間番号

時間数	2 時間	4 時間	6 時間	8 時間	10時間	12時間
番号	0200	0400	0600	0800	1000	1200

●空き申込時の利用開始時間番号

利用開始時間を4桁でご入力ください。 (例)9時からご利用のとき ⇔ 0900 13時からご利用のとき ⇔ 1300

 ○服部緑地人工芝サッカー場
 ◎ 9時から2時間、4時間、6時間、8時間、10時間、12時間 11時から2時間、4時間、6時間、8時間、10時間
 13時から2時間、4時間、6時間、8時間
 15時から2時間、4時間、6時間
 17時から2時間、4時間
 19時から2時間

※ 空き申込による17時以降のご利用は、使用日から4日前までにお申し込みいただき ますようお願いいたします。

施設利用

抽選申込時の曜日指定

抽選申込をするときに、『〇月×日』と利用希望日を指定するのでなく、 『日曜日ならどの日曜日でもよい。』という申込方法もできます。その時 は下の表の番号をご入力ください。

●住吉公園の各施設

曜	日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
番	号	$2\ 1\ 1\ 1$	2 1 1 2	2 1 1 3	2 1 1 4	2 1 1 5	2 1 1 6	2 1 1 7

●その他の各施設

曜	日	日曜日	土曜日
番	号	2 1 1 1	2 1 1 7

※住之江公園野球場は、利用希望日を指定しないと抽選申込できませんの で、ご注意ください。

システム編

利用できる機器

オーパス・スポーツ施設情報システムでは、次の機器が利用できます。 (詳しい操作方法は、それぞれの解説をご覧ください。)



利用時間

年末・年始(12月30日~1月4日午前9時)を除き、いつでも利用で きます。ただし、毎月25日午前0時から午前5時の間は利用できません。 なお、システムの運営上、深夜一時的にサービス受付を停止することがあ りますが、数分で再開しますので、しばらく待ってからご利用ください。 その他、工事や点検のため、長時間サービスを停止する場合があります。 ホームページや街頭端末機、電話などの利用時にご案内しますので、ご注 意ください。 また、抽選申込み、空き利用申請などは、各施設で受付期間が決められて います。抽選日や各種申請の受付期間については、P.2をご覧ください。

システム編

システムが提供するサービス

オーパス・スポーツ施設情報システムでは次のサービスが利用できます。 なお、空き状況照会など、情報提供はどなたでも利用できますが、抽選や 利用の申請には、事前に利用者登録をしておくことが必要です。 (サービスの詳細は、次ページ以降に記載しています。)



システム編

システムが提供するサービス

●空き照会・予約 空き情報を案内し、先着順で利用申請を受け付けます。

●予約照会 · 取消

利用申請された内容を確認することができます。申請内容を忘れたとき やコート番号の確認に使用してください。 また、利用申請の取消しをすることができます。取消しの取扱いは施設 によって異なり、規定の取消料(キャンセル料)などが必要な場合があ ります。P.3 をご覧ください。

●抽選申込

利用者を抽選で決める施設の場合、所定の期間中に利用希望を申し込ん でおきます。

●抽選照会確定

【抽選申込期間】 抽選申込みされた内容を確認できます。 また、抽選申込みの取消しを受け付けます。取消しは抽選日の前日まで 可能です。

【当選確定期間】 抽選結果の確認と当選利用申請は抽選日の翌日午前5時から可能です。 当選した場合、所定期間内に利用申請を行わないと当選は無効になり利 用できません。

●空き状況照会 施設ごとの空き情報を案内します。また、空き状況照会の途中で継続ロ グインを利用することで引き続き利用申請を行うことができます。

●抽選対象日のご案内 今回、次回の抽選期間を抽選単位ごとに案内します。 このメニューは、抽選申込受付期間中に利用できます。

- ●抽選結果の確認(未登録者) 未登録者が申し込んだ抽選の結果を確認できます。当選した場合、施設の窓口へ行って当選利用申請をしてください。所定の期間内に利用申請を行わないと当選は無効になり利用できません。
- ●利用実績照会 前月、前々月の利用実績を確認することができます。
- ●本日のお知らせ 施設ごとのお知らせを案内します。

●利用者設定変更 【暗証番号変更】 暗証番号を変更します。暗証番号は4~8桁の数字で自由に設定できます。誕生日や電話番号など、他の人が簡単に予想できる番号は避けてください。

____ システム編

【メール通知サービスの変更】

メールで利用申請の内容や口座引落内容、抽選結果をお知らせする「メ ール通知サービス」の内容を設定、変更します。パスワードを登録され た方で、ご希望の方はメールアドレスと併せて設定してください。詳し くは P.32 をご覧ください。

【パスワードの変更】 パスワードを変更します。半角英文字と半角数字を混ぜた8文字以上1 6文字以下の文字列で自由に変更できます。

- ●利用者登録廃止申請 利用可能なオーパス・カードをお持ちの方のみ、利用者登録の廃止手続 きをシステムにより行うことができます。(上述の方以外は、各公園管理 事務所にお問い合わせください。)
- ●パスワードの登録
 パソコン、スマートフォン、携帯ウェブ、街頭端末機で抽選申込みや利用申請などを希望される方は、「パスワードの登録」が必要です。詳しくは P.31 をご覧ください。
 ※音声応答では必要ありませんが、利用者登録時は必須となります。

抽選申込みの期間や抽選日、取消しの取扱いなどはP.2~P.3をご覧ください。

●操作履歷照会

利用した機器ごとに過去のログイン履歴を確認することができます。

システム編

●必ず「確定」を!

抽選申込みや利用申請のときには、必ず最後の「確定」操作を行い、申請を受け付けたというメッセージを確認してください。また、少しでも不安があるときは、申請内容の確認機能をご利用く ださい。







オーパス・スポーツ施設情報システムで、施設の利用手続きをするには、 利用者登録を行うことが必要です。

●利用者番号とパスワードと暗証番号

利用者登録すると、利用者番号(利用者カードに表示されています)と パスワード(8~16 文字)と暗証番号(4~8桁の数字)が管理されます。 これらの番号は、抽選申込みや利用申請、申請内容の確認や取消しに必要 です。利用者登録時に発行されたパスワードは、初回ログイン時に、任意 のパスワードに変更が必要です。パスワードと暗証番号はシステムの不正 利用を防ぐ大事な番号ですので、管理には十分ご注意ください。なお、パ スワードと暗証番号は利用者ご自身で変更することができます。定期的に 変更することをお勧めします。

●利用者カード(オーパス・カード)

登録者には、オーパス・カードが発行されます。受け取られたら、カー ド表面にお名前をご記入ください。

オーパス・カードはシステムで利用申請を行った場合、正当な利用者で あることの証明となりますので、施設の利用時には、必ず持参してください。



システム編

●施設利用料金の口座振替

オーパス・スポーツ施設情報システムを用いて利用申請すると、施設の 利用料金は、利用者登録時に指定された金融機関口座から、利用の翌月に 自動的に引き落とされます。残高不足のないようにお願いします。(指定で きる金融機関は、P.60を確認してください。)

●利用者登録の更新

有効期間や更新手続きについては、P.6をご覧ください。







パスワードの登録方法(パスワード未登録者用)

パソコン、スマートフォン、携帯ウェブ、街頭端末機で抽選申込みや利用申 請などを希望される方は、「パスワードの登録」が必要です。 ※パスワードは、パソコン、スマートフォン、携帯ウェブ、街頭端末機で 共通です。一方で登録すれば、パソコン、スマートフォン、携帯ウェブ、街 頭端末機のどこからでもサービスが利用できるようになります。



パスワードの変更は、登録者用ログイン後、 「ログイン用パスワードを変更する」のメニューで行うことができます。



メール通知サービスの設定方法

メールで利用申請の内容や口座引落内容、抽選結果をお知らせするサービ スです。設定の内容を変更したいときも、同様の手順で行ってください。 ※メール通知設定で登録できるメールアドレスは、一利用者登録に対し、1つです。



登録した内容が、設定されたメールアドレスにシステムから自動送信されます。翌日になってもメールが届かないときは、上記と同様の方法で登録した内容を確認してください。 また、長期にわたりメールの不達が続くときは、メール通知を停止することがあります。



パソコンでの利用

オーパス・スポーツ施設情報システムは、パソコンから利用できます。

パソコンで利用できるサービス

パソコンでは次のサービスを利用できます。利用者登録をしている場合とし ていない場合では、利用できるサービスが異なります。



ᠫ 利用者登録された方のメニューです。

※一部のページでJavaScriptを使用しています。ブラウザの設定によって、JavaScriptを無効にしていた場合、正しく表示されない可能性があります。
 ※情報を安全に送受信するために、SSL(SecureSocketLayer)暗号化通信を導入しています。





施設利用の申込み(登録者用)

オーパスのホームページから、画面の案内に沿ってご利用ください。







オーパス・スポーツ施設情報システムは、スマートフォン、携帯ウェブ(※)から利用できます。

※NTTドコモ、SoftBank、auの3キャリアで利用できます。※スマートフォンは携帯ウェブのページにアクセスしてください。

スマートフォン、携帯ウェブで利用できるサービス

スマートフォン、携帯ウェブでは次のサービスを利用できます。利用者登録 をしている場合としていない場合では、利用できるサービスが異なります。



🔧 利用者登録された方のメニューです。







操作します。



街頭端末機での利用

オーパス・スポーツ施設情報システムは、参加団体の主要な施設に、自由に 利用できる端末機を設置しています。端末を設置した団体以外のサービスも 利用できます。 街頭端末機は、画面に表示されるメニューを直接、指で触れることによって

街頭端末機で利用できるサービス

サービスの選択や必要な項目の入力は、その都度、画面で案内します。案内 に沿って操作してください。

- 登録者用ログイン 空き照会・予約 予約照会・取消 利用実績照会 一抽選申込 S 抽選照会確定 利用者設定変更 -利用者登録廃止申請 -本日のお知らせ 操作履歴照会 空き状況照会(継続ログインをすれば、予約へ進めます) - 抽選対象日のご案内 - 抽選結果の確認(未登録者) -本日のお知らせ — パスワードの登録



利用者登録された方のメニューです。



基本的な操作方法

●メニューや情報を選択する場合



利用したいメニューや情報などの表示さ れているところを指で触れてください。 指で触れる場所は (ボタンの形) で示されています。

●利用者番号とパスワードを入力する場合

1971348 68 79		123
パスワード		
		abc
	ログイン)
利用者番号(半角数字)とバスワード(半角英	数字)を

利用者番号とパスワードを入力し、 「ログイン」ボタンを押してください。



を押すと、画面にキーが表示されますので、1桁ずつキーを指で触れて数字を入れてください。

●機密対策について

利用申請の申込や取消など、確定ボタン押下時に暗証番号入力を促し認証を行います。

これにより、本人以外のアクセスによる「なりすまし」を防止します。



🚺 電話での利用

オーパス・スポーツ施設情報システムは、電話で操作できます。 トーン信号(「ピッ、ポッ、パッ」というプッシュ音)の出せる電話で利用で きます。

→ 基本的な操作方法

① 06-4796-8801 (自動応答電話)へ電話をかけます。

②コンピュータの音声案内に従って、プッシュボタンを操作します。

③用件が済めば、ガイドブックまたはコンピュータの案内に従って電話を切ります。

*ダイヤル回線でも利用できます

ダイヤル回線の電話でオーパスを利用する場合、普通に電話番号をダイヤルした後、「トーン」(「プッシュ」と表示のものや「*」で兼用している電話機もあります)を押すことで「ピッ、ポッ、パッ」という音(トーン信号)が出るようになります。

知っておくと便利な操作

●入力を間違えたとき

ダイヤル操作後、コンピュータが「〇〇ですね、よろしければ、・・」という確認を行います。

間違いに気付いたときは、次に入力する桁数分の 9 を入力すれば、メニ ュー番号入力へ戻ります。サービス番号を途中で変更したい場合は、メニュ ー番号 9 9 を入力してください。

サービス番号入力に戻ってやり直す事が出来ます。

 〔例〕 ①ご希望の種目番号を3桁でどうぞ ⇒ 4 1 1 	
②「テニス」ですね。よろしければご希望の 施設番号を4桁でどうぞ → 9 9 9 9 (要求されている桁数分の 9 でメニュー番号入力へ 戻ります。)	
③メニュー番号を2桁でどうぞ ⇒ 1 1	
④ただいまから抽選の申込みを受け付けます	

システム編

●案内メッセージを途中で打ち切りたいとき

案内メッセージが流れている間でも、次に行うべきダイヤル操作をすれば、 入力を受け付け、案内メッセージを中断します。

※メッセージの途中で入力を開始することで案内を中断することはできますが、2つ先や3つ先の入力まで先行して入力していただくことはできません。必ずメッセージのはじまりを確認してください。

 〔例〕 ① 希望の種目番号を3桁でどうぞ。 ⇒ 4 1 1 	
②「テニス」ですね。よろしければ ⇒ 2 1 3 1 (メッセージの途中で施設番号 2 1 3 1 を入力)	
③「〇〇テニスコート」ですね。よろしければ・・・	

●暗証番号の最後には#を忘れずに

暗証番号入力時には、最後に#を押してください。 #の入力がないと暗証番号入力待ち状態のまま、先へ進みません。

利用者番号/暗証番号入力の注意

暗証番号の入力を3回続けて間違えると、コンピュータが電話を切りま す。番号が間違いないかお確かめください。また、不正利用の疑いがあ るときは、システムの利用を一時停止する場合があります。

利用者番号/暗証番号は一度入力すると、サービスを引き続き利用す る間は、入力の必要はありません。コンピュータの案内に従って、入 力してください。

●入力時間切れ

コンピュータが入力を待っているのに、何も入力がない状態が一定時間 (30秒程度)続くと、コンピュータ側で電話を切ることがあります。 電話をかける前に、入力する内容を確認しておくことをおすすめします。

注

意

ご



システム編



【メニュー番号】

	抽選の申込み			1 1	3
	抽選結果の確認	8と利用申請	••••	1 2	
	空き情報の案内	りと利用申請		2 1	3
	抽選申込内容 <i>0</i>)確認	••••	3 1	3
	抽選申込みの取	な消し ・・・・		3 2	3
	利用申請内容の)確認	••••	3 3	
	利用申請の取消	省し ・・・・・・		3 4	
	空き情報の案内]	•••••	6 1	
	抽選申込みでき	る日の案内	•••••	7 1	
	未登録者の抽選	ਫ਼結果の確認	••••	7 2	
	暗証番号の変更	ī		8 1	S
		,利用者登録 ビスを終わら	された方の れる方は	Dメニュー 8 8 番	です。
各メニューへ進みます	。それぞれの説	明は、次ペー	- ジ以降に	記載して	います

操作の流れはどの施設もほぼ共通ですが、利用種目や利用時間などは、 施設によって異なりますので、施設利用編をご覧ください。





利用者を抽選で決める施設の場合、所定の期間中に利用希望を 申し込んでおきます。









🕼 抽選結果の確認と利用申請 🔧 <メニュー番号12>

抽選結果の当選分のみ案内しますので、利用日の確認を行って申請してくだ さい。所定期間内に申請をしないと無効になり利用できません。







システム編











システム編



利用申請された内容を確認することができます。申請内容を忘れたときや、 テニスコートなど、コンピュータがコートを割り当てる施設の利用コート 番号の確認に使用してください。





<メニュー番号34>

🔊 利用申請の取消し 🔧







☆ 抽選申込みできる日の案内 <メニュー番号71>

次回の抽選で抽選対象となっている日を施設ごとに案内します。 このメニューは、抽選申込受付期間中にご利用できます。





未登録者の抽選結果の確認 <メニュー番号72>

抽選結果の当選分のみ案内します。利用日を確認して、所定の窓口へ行って 利用申請をしてください。所定の期間内に利用申請しないと、当選が無効と なり利用できません。









大阪府公園緑地使用料等専用

預金口座振替納入依頼書(甲) 私が納入すべき公園緑地使用料等については、次のとおり、私名義の指定預金 口座から振替納入することについて新規・変更・廃止 申請いたしますので、 下記事項確認の上、この旨依頼します。 ▲ 該当する部分を○で囲んでください。																			
取扱金融機関																			
					銀		行	-	卸	中					年		月	Ē	Ξ
□ 应	フリカ・ナ															銀 行			
名義人	氏 名															届 出 印			
	口座番号																		
銀行 支店 (口座番号が7桁未満の場合は、前 指定預金 預金の種類 にOを付けて右づめで記入してくだ											、前 くだ								
口 座	取扱店	金融桥	幾関コー	ード	支	店コ-	ード						さい。	。)					
	記入欄							科目	1	1	普	通				00-000-000			

記

金融機関使用欄

検印

印鑑照合

受付

1. 振替日は、毎月府の指定する日とする。(ただし、振替日が休日の場合は翌営業日)

 普通預金の支払い手続きについては、普通預金規定にかかわらず普通預金通帳、及び普通預金払戻請求 などいっさいいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。

 指定預金口座の残高が、振替日において納付書(再請求分を含む。)記載の金額に満たないときには、私に 通知することなく、ただちに納付書を返却されても異議ありません。

4. この預金口座振替契約は、貴行又は大阪府が必要と認めた場合は解除されても異議ありません。

5. この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

6. この方法により納入したときは、領収証書の発行を必要としません。

・フリガナを記入されるときは、姓と名の間は1字あけ、「」や「゜」も1字としてご記入ください。
 ・15歳未満の方は登録いただけません。また、18歳未満の方は保護者の同意が必要です。

	フリ	カナ																				
登録	氏	名																	(年)	齢		歳)
申	生年	月日			(西槢	f)				4	年			月			日					
 一 者	住	所	(〒		_))														
	電話	()		-					睊	許証番	:号	4~8	3桁の	数 字	を 2 札	と目(こ記	λl	てくフ	ださい	
ſ	保護者		フリ;	カ・ナ																		
(申請 未成 のみ	青者が 対年者の 記入要	場合)	氏	名																		
			名	称																		
連 (住所) の;	車 絡 fと異な み記入	■ 絡 先 と異なる場合 序 み記入要)		主地	(〒		_)													
	. ,		電話	番号	()		_														

金融機関保存用

※書類の流れ ①申請者⇒②銀行

大阪府公園緑地使用料等専用

預金口座振替納入依頼書(乙)兼大阪府スポーツ施設情報システム利用者登録申請書																				
大阪	大阪府知事 様 私が納入すべき公園緑地使用料等については、次のとおり、私名義の指定預金 ロ座から振替納入することについて 新規・変更・廃止 申請いたしますので、 下記事項確認の上、この旨依頼します。あわせて、大阪府スポーツ施設情報シス テムの利用者登録についても、大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム運営 要綱を承認のうえ同様の申請をいたします。																			
取扱	金鬲	触機	関																	
							銀		行							年		月	F	3
_		r##	フリカ・ナ																	
名	義	<u></u> 坐 人	氏 名																	
																D,	座番	号		
銀行 支店 指定預金 預金の種類 (口座番号が7桁未満の場合は、に0を付けて右づめで記入してく)											、前 くだ									
П		座	取扱店	金融機	関コー	ード	支	店コー	ード					さい	。)		-	,	-	
			記入欄							科目]	1	普通							

記

1. 振替日は、毎月府の指定する日とする。(ただし、振替日が休日の場合は翌営業日)

 普通預金の支払い手続きについては、普通預金規定にかかわらず普通預金通帳、及び普通預金払戻請求 などいっさいいたしませんから、費行所定の方法で処理してください。 金融機関使用欄 金融機関 承諾印

 指定預金口座の残高が、振替日において納付書(再請求分を含む。)記載の金額に満たないときには、私に 通知することなく、ただちに納付書を返却されても異議ありません。

4. この預金口座振替契約は、貴行又は大阪府が必要と認めた場合は解除されても異議ありません。

5. この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

6. この方法により納入したときは、領収証書の発行を必要としません。

・暗証番号は、4桁から8桁までの数字を記入してください。

大 阪	三府 記	し入 欄	利	用	者番	; 号									登争	录 料	徴	(収			
	フリ	カナ																			
登録	氏	名																(4	手齢		歳)
申	生年	月日			(西層	Ē)				生	F			月		I	Ξ				
 君	住	所	(⊤		_))													
	電話	潘号	()	-					暗	·証番	号								
ſ	呆 護	者	フリ	カ・ナ																	
(申請 未成 のみ	青者が え年者の 記入要	場合)	氏	名																	
			名	称																	
i (住所 の	車 絡 と異な み記入	先 る場合 要)	↑ 所在地 (〒 一)																		
			電話	舌番号	• ()		-													
大阪府提出用					受付	公園			受任	计日			入	力日			担当	当者			

本人確認

58



大阪府公園緑地使用料等専用

		預	金口座	振替	納入	、依東	頁書亰	東大陸	阪府	スポー	ーツカ	施設	青報	シス	テム	利用	者登	録申	請書	:(控)		
大阪	反府	知事	事 様		私 座記 ム 綱	が 納 事 の 承	入す 振確 開 認 のう	べき 納入 の 上 え 同 様	公	緑地とこのい請	E 用料 こ つ い て 頼 し 、 た し	等に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	つい <u>新規</u> 。 オー	ては <u>・</u> わせ パス	、次 <u>を更</u> て、 ・ス	のと ・ <u>廃</u> 」 大阪F ポーン	お <u>止</u> 存 ア た て た て た で た こ に	私名 申請 い プ 骨 朝	ら義の いたし ノ施設 最シス	指定 ます : 情報 テム	預金 ので シス 運営	
取扱	金鬲	油機	関																			
								銀		行	-							年	1	月	I	3
_		*	フリカ・ナ																			
名:	義	座人	氏 名																			
																		口	座者	拿 号		
銀行 支店 (口座番号が7桁未満) 指 定 預 金 預金の種類 に0を付けて右づめで)											満の場で記	易合は 入して	t、前 くだ									
□ 座 取扱店 金融機関コード 支店コード さい。							。)															
			記入欄								科	·目	1	普	·通							

記

1. 振替日は、毎月府の指定する日とする。(ただし、振替日が休日の場合は翌営業日)

2. 普通預金の支払い手続きについては、普通預金規定にかかわらず普通預金通帳、及び普通預金払戻請求 などいっさいいたしませんから、費行所定の方法で処理してください。

 指定預金口座の残高が、振替日において納付書(再請求分を含む。)記載の金額に満たないときには、私に 通知することなく、ただちに納付書を返知されても異議ありません。

4. この預金口座振替契約は、貴行又は大阪府が必要と認めた場合は解除されても異議ありません。

5. この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

6. この方法により納入したときは、領収証書の発行を必要としません。

・暗証番号は、4桁から8桁までの数字を記入してください。

大 阪	三府 記	し入 欄	利	用	者	番	号								登台	禄 料	偗	如]	
	フリ	カナ																		
登録	氏	名																(4	手齢	歳)
申	生年	月日			(⊉	「暦)					年			月		Ę	3			
_明 者	住	所	(⊤		_)												
	電話	潘号	()		-				ŀ	暗証者	季号							
f	呆 護	者	フリ	力 `	ナ															
(申請 未成 のみ	青者が え年者の 記入要	場合)	氏	1	名															
			名	利	沵															
i (住所 の	連絡先 (住所と異なる場合 のみ記入要)	先 る場合 要)	所	在步	地 (Ŧ		-)										
	1		電話	舌番	号	()		_											

本人控

※ 暗証番号等確認のため、大切に保管しておいてください。

※書類の流れ ①申請者→②銀行→③申請者→④大阪府→⑤申請者

資料編

お取扱いできる金融機関

りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行 以上の5銀行の国内の本支店

大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム運営要綱

(適用の範囲)

第1条 大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム運営要綱(以下「要綱」という。)は、大阪府都市公園条例(昭和32年大阪府条例第30号)に基づく公園施設の使用のうち、大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム(以下「オーパス・システム」という。)への登録及びオーパス・システムの利用による抽選の申込みと利用申請並びにこれらの取消(以下「申請行為等」という。)を行う利用者について必要な事項を定めるものとする

(登録申請)

第2条 オーパス・システムにより申請行為等を行う者は、本要綱を承認のうえ所定の申請 書(様式第1号ないし第3号)により、大阪府に利用者登録を申請し、登録を受けなけれ ばならない。

(登録資格)

- 第3条 満18歳に満たない者の利用者登録は認めない。ただし、満18歳に満たない者の うち、満15歳以上の者で、その親権者等の同意がある者については、この限りでない。
- 2 第15条(1)(2)(3)又は(6)の事由により登録を抹消された者の利用者登録は認めない。 ただし、当該抹消事由が解消し、大阪府が利用者登録を行うことについて支障がないと認めた場合については、この限りでない。
- (利用者登録等)
- 第4条 大阪府は、利用者登録の申請があった場合は、所定の方法により遅滞なく利用者登録を行い、当該申請者に申請書本人控(様式第3号)、利用者番号、暗証番号及びパスワードを記載した利用者登録案内通知書、オーパス・スポーツ施設情報システムガイドブック及びオーパス・カード(以下「カード」という。)を交付するものとする。
- 2 前項の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、同項の利用者番号、暗証番号、 パスワード及びカードを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない

(有効期間と登録料等)

- 第5条 利用者登録の有効期間は、大阪府が登録を行った日の翌月の1日から起算して3年 間とする。
- 2 利用者登録の更新を希望する登録者は、有効期間が終了する月(以下「更新月」という。)の2ヶ月前から更新月の月末までの間に、登録者本人が、所定の更新手続を行うものと する。
- 3 前項の更新手続を行った登録者の利用者登録の有効期間は、更新月の翌月から3年間延長されるものとし、以降の更新手続については、前項と同様とする。
- 4 登録者は大阪府に対し、登録料500円(登録更新時には登録更新料300円)を所定の 方法により納入するものとする。この場合において納入された登録料及び登録更新料(以下「登録料等」という。)は理由の如何を問わず返還しない。

資料編

- 第6条 登録者はオーパス・システムにより申請行為等を受け付ける施設に関して、本人の利用者番号、暗証番号、パスワードその他所要の事項を入力することにより、次の手続きについて、オーパス・システムによるサービスを受けることができる。なお、この入力については、原則として登録者本人が行うものとする。
 - (1) 抽選申込み
 - (2) 抽選結果の確認
 - (3) 利用申請
 - (4) 抽選申込及び利用申請の取消
 - (5) 口座振替による料金の納入

(施設利用時の注意事項)

- 第7条 オーパス・システムにより利用申請した施設の利用については、登録者本人が行わ なければならない。
- 2 前項の利用にあたっては、登録者は、当該施設の利用に関する定めを遵守するとともに、施設を利用する際、カードを携帯し、施設管理者の求めがあればこれを提示しなければならない。
- (使用料及び登録料等の納入)
- 第8条 オーパス・システムにより利用申請を行った場合の施設使用料(以下「使用料」という。)及び登録料は、当該利用若しくは登録のあった月の翌月の18日に、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行及び池田泉州銀行(以下「指定金融機関」という。)の承諾を得た預金口座から口座振替の方法により、大阪府の預金口座へ納入するものとする。ただし、振替日が指定金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替を行うものとする。
- 2 登録更新料については、更新手続きを行った月の翌月の18日に前項の方法により大阪 府の預金口座へ納入するものとする。
- 3 使用料の領収書は、口座振替を代行した金融機関の通帳の記載又はオーパス・システムの端末機(使用公園に設置された端末機に限る)から出力する利用実績に係る帳票をもって、これに代えるものとする。登録料及び更新料の領収書は、口座振替を代行した金融機関の通帳の記載をもって、これに代えるものとする。
- 4 大阪府又は大阪府が指定した団体(以下「指定管理者」という。)がオーパス・システムによる施設利用を認めた場合は、利用者番号、暗証番号及びパスワード等に関して、盗用その他いかなる事由であっても、当該利用者番号を有する登録者が使用料を納入する責を負うものとする。

(使用料及び登録料等の滞納)

- 第9条 使用料又は登録料等が2ヶ月続いて口座振替できなかった場合、登録者は、大阪府が 発行する納入通知書又は指定管理者が発行する振込依頼書等により、納期限までにこれを 納入しなければならない。
- 2 大阪府又は指定管理者は、使用料又は登録料等の口座振替ができなかった場合及び前項の納入がなかった場合は、督促等を行うことができる。
- 3 登録者は第1項の大阪府が発行する納入通知書による納入について、納期限までに使用 料を納入しなかった場合は、大阪府税外収入延滞金徴収条例を準用した延滞金(以下「延 滞金」という。)を納入しなければならない。
- 4 登録者は第1項の指定管理者が発行する振込依頼書等による納入について、納期限まで に使用料を納入しなかった場合は、指定管理者が定める延滞金を納入しなければならない

(利用申請の取消期間)

資料

- 第10条 登録者は、施設の利用申請した後に取り消す場合は、テニスコートについては使用 日の3日前までに、テニスコート以外の施設については使用日の10日前までに、それぞ れ取消処理を行わなければならない。
- 2 登録者は、前項における期間を過ぎた場合には、取消処理を行うことができない。

(カードの紛失、盗難等)

- 第11条 登録者は、カードの紛失や盗難にあったときは、直ちに大阪府にその旨届け出なければならない。
- 2 前項の届け出以前に他人にカードを使用された場合は、当該使用に係る使用料等は登録 者の負担とする。

(カードの再発行)

- 第12条 大阪府は原則として、カードの再発行は行わない。ただし、カードの紛失、盗難、毀損、滅失等の原因について、大阪府が相当と認めた場合に限り再発行を行うことができる。この場合において登録者はカードの再発行料200円を手書き納付書により、指定金融機関の窓口で大阪府の預金口座へ納入した後、大阪府に対し、新たに利用者登録の手続きを行うものとする。
- 2 前項の場合において、大阪府は、紛失等のあったカードに係る情報を抹消し、当該登録者に対し、 新たな利用者番号、暗証番号、パスワードを記載した利用者登録案内通知書及びカードを 交付するものとする。

(利用の一時停止)

- 第13条 大阪府は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、オーパス・ システムの利用を停止することができるものとする。
 - (1) 使用料又は登録料等について、口座振替による納入を行わない場合
 - (2) 納期限までに延滞金を納入しない場合
 - (3) 他の登録者の利用者番号を利用し、大量の抽選申込み又は利用申請を行ったことが判明した場合
 - (4) 利用者番号、暗証番号もしくはパスワードを他人に教え、又はカードを他人に貸 与した結果、府民の適切な公園施設の利用に支障があると大阪府が判断した場合
 - (5) 申請内容の変更を怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により、連絡先等が不明 となった場合
 - (6) その他本要綱のいずれかに違反した場合など大阪府が必要と判断した場合

(登録内容の変更)

第14条 登録者は、利用者登録申請時に大阪府に申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞 なく、所定の申請書(様式第2号及び第3号)によりその旨を大阪府に申請するものとす る。

(利用者登録の抹消)

- 第15条 大阪府は、登録者が次のいずれかに該当した場合は、登録者の同意を得ることなく、当該登録者の利用者登録を抹消することができる。この場合、登録者は直ちにカードを返還するとともに、府に対する債務の全額を直ちに返済しなければならない。
 - (1) 虚偽の申請等をした場合
 - (2) 本要綱のいずれかに違反し、違反事項を改善しない場合
 - (3) 継続して使用料、延滞金又は登録料等を遅滞した場合
 - (4) 登録者が登録廃止の手続きを行い、大阪府がこれを認めた場合
 - (5) 申請内容の変更を怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により、今後通知・連絡 が不能と大阪府が判断した場合
 - (6) その他大阪府が登録者として不適格と認めた場合

資料 編

(予約の取消)

- 第16条 大阪府は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、 当該登録者が行った抽選申込み及び利用申請を取り消すことができる。
 - (1) 使用料、延滞金又は登録料等を遅滞した場合
 - (2) 他の登録者の利用者番号を利用し、大量の抽選申込み又は利用申請を行ったこと が判明した場合

(登録情報の字体)

第17条 登録者が登録申請書等に記載した字体が、オーパス・システムで取扱い困難な場合は、類似する標準文字で登録し、事務処理はこの標準文字で行うものとする。

(要綱の変更、承認)

- 第18条 本要綱の一部又は全部が改定された場合、当該改定は、次の各号のいずれか早い時 点において、登録者に承認されたものとみなす。
 - (1) 本要綱の改定の内容を通知した後、1カ月が経過したとき
 - (2) 本要綱の改定の内容を通知した後、登録者がオーパス・システムを利用したとき

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほかオーパス・システムの運営に関する必要な事項は、別 に定める。

附則

(施行時期等)

- 1 本要綱は平成8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定による利用者登録申請、第4条の規定による利用者番号等の交付その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この規則制定前においても行うことができる。この場合、この期間の施行前に行われた利用者登録については、第5条の規定にかかわらず、登録期間の起算日を平成8年4月1日とする。
- 2 本要綱は平成14年4月1日から施行する。
- 3 本要綱は平成20年4月1日から施行する。
- 4 本要綱は平成21年4月1日から施行する。
- 5 本要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 6 本要綱は平成24年1月4日から施行する。
- 7 本要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 8 本要綱は平成29年4月1日から施行する。
- 9 本要綱は平成30年4月1日から施行する。
- 10 本要綱は平成31年4月1日から施行する。
- 11 本要綱は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 第5条第2項に規定する更新月が平成24年1月から5月である登録者については、更 新月を同年6月に変更して、同条同項及び第8条第2項を適用する。

2 前項の適用を受けて登録更新手続を行った登録者の第5条第3項の更新月は、前項の規 定により変更する前の平成24年1月から5月とする。

Х	Ð	欄



令和5年4月発行